

中国ビザ同梱広告商品サービス利用条件

第1条 (条件の適用)

- 本条件は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する本申込書(第3条に定義する)記載の媒体(以下「本媒体」という)への広告等の掲出にかかるサービス(以下「本サービス」という)の利用に関して、本条件に同意した上で申込みを行い当社の承諾を得た者(以下「利用者」という)と当社との間に適用される。
- 本条件のほか、当社と利用者との間に適用される諸条件がある場合、本条件が当該条件に優先して適用されるものとする。なお、本項に定める条件と本条件を併せて、「本条件等」という。

第2条 (本サービス)

- 当社は、本サービスとして、利用者にかかる広告(以下「本広告」という)を本媒体に掲載し、中国ビザに同梱配布するサービスを利用者に提供する。
- 本サービスの詳細については当社が決定し、別途本申込書(次条にて定める)にて定めるものとする。また、当社は、本サービスの内容(本媒体及び本広告のデザイン、レイアウト、構成又は配布方法(配布の有無を含む)、発行方法を含むがこれらに限られない)を随時見直すことができる。

第3条 (契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、本条件に同意した上で、当社所定の申込書(以下、総称して「本申込書」という)を当社に提出することにより本サービスの利用を当社に申込み。
- 当社は、前項の申込みがあった場合、当社所定の審査、手続き等を行った上で、申込みを承諾するか否かを決定する。なお、当社は、利用希望者の申込みを拒絶しても、利用希望者に対して一切責任を負わず、かつその理由を利用希望者に開示する義務を負わない。
- 前2項に基づき、利用希望者の申込みを当社が承諾した時点で、当社と利用希望者との間に本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立する。

第4条 (広告の掲載手順)

- 当社は、本契約成立後、本広告にかかる素材(画像、テキスト、対象店舗等に関する情報を含むがこれらに限らない。以下、「広告情報」という)等の提出を利用者へ依頼し、利用者はこれに従い広告情報を当社に提供するものとする。
- 前項の依頼があった場合、利用者は、速やかに当社へ広告情報を提出するとともに、当社に対し、第7条で定める範囲及び目的における広告情報の使用を無償で許諾する。
- 当社は、利用者が当社へ提供した広告情報を当社が別途定める基準に従い審査のうえ、本媒体への掲載を開始する。なお、当該基準に該当しないと当社が判断した場合、当社は利用者へ広告情報の修正を依頼し、利用者は速やかに再度修正した広告情報を当社へ提出しなければならない。
- 利用者は、本申込書において希望する場合に限り、当社に対し、広告情報の翻訳又は再編集を依頼することができる。ただし、翻訳又は再編集に関し当社が別途対価を請求することを妨げるものではない。

第5条 (契約期間)

本契約の契約期間は、本サービスの申込日から第8条に定める対価(以下「本対価」という)の支払いが完了する日までとする。

第6条 (再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスにかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第7条 (広告情報の利用)

当社は、本サービスの提供又はこれに関連する当社の事業の範囲内において、広告情報を、複製、翻案等の方法により利用することができ、利用者は、当社に対し、広告情報にかかる知的財産権(商標権、著作権、著作者人格権を含むがこれらに限らない)を行使しない。

第8条 (対価)

利用者は、本サービスの利用にかかる対価(税別)(以下「本対価」という)を当社の指定する支払条件に従い支払うものとする。なお、振込み等にかかる手数料は利用者が負担する。

第9条 (広告掲載のキャンセル等)

- 利用者は、本広告の掲載が行われた後に本広告掲載及び配布の中止を当社へ求めることはできないものとする。
- 前項に加え、利用者は、原因のいかんを問わず、本媒体の配布の中止、差し止め等(配布地域の変更、配布部数の変更等を含むがこれらに限られない)を当社に求めることはできないものとする。

第10条 (権利の保証)

利用者は、当社に対して、本条件第4条第2項に基づき提供した広告情報が以下の各号のいずれにも該当することを保証する。

- 公序良俗に違反しないこと。
- 猥褻な内容を含まないこと。
- 特定の法人、団体及び個人を攻撃し、又は、誹謗中傷する内容でないこと。
- 虚偽の内容を含まないこと。
- 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく内容でないこと。
- 特定の法人、団体及び個人に迷惑、不快感又は不利益を及ぼすような内容でないこと。
- 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害しないこと。
- その他法律、政令、省令その他の規則に違反しないこと。
- 対象店舗への来店者その他の第三者が誤認混同を生じるおそれのある情報を含まないこと。
- 事実と異なる、又は真実性が疑わしい情報を含まないこと。
- 第三者の商品・サービスを貶め、又は品位や名誉を傷つけるおそれのある情報を含まないこと。
- 第三者の肖像権、著作権、商標権等他人の権利を侵害するおそれのある情報を含まないこと。
- その他当社の禁止する情報や表現を含まないこと。

第11条 (広告情報に関する制限及び責任)

- 利用者は、当社による広告情報の利用が、第三者の著作権、著作者人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権又は他のいかなる権利をも侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理を予め完了させる。
- 利用者は、広告情報の内容が事実と一致することその他広告情報について、対象店舗への来店者その他の第三者に対し一切の責任を負うものとする。当社は、広告情報につき一切責任を負わない。
- 利用者は、広告情報の内容について景品表示法、商標法、不正競争防止法及び消費者契約法その他の法令を遵守しなければならない。また、利用者は、対象店舗への来店者その他の第三者に対し誤解を生じさせる表示をしてはならず、また不誠実な対応により第三者に迷惑を蒙らせてはならない。
- 当社は、利用者が本条第1項乃至第3項のいずれかに違反すると判断した場合、利用者に対して広告情報の変更を求め又は自ら本サービスの停止、広告情報の削除・変更を行うことができる。
- 広告情報に起因し、又はこれに関連して、当社と対象店舗への来店者その他第三者との間で生じた一切の紛争については、利用者が自己の費用と責任において誠実に対応する。但し、当社が当該紛争に対応した場合、当社は利用者に対し、当該紛争の解決のために要した費用(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれに限られない)を請求することができる。

第12条 (免責事項)

当社は、本サービスが利用者の要求、期待又は特定の目的に合致することを保証しない。

第13条 (賠償)

本条件で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が利用者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られる。ただし、当社に故意又は重大過失がある場合はこの限りでない。

第14条 (秘密情報の取扱い)

利用者は、本契約の内容及び直接間接を問わず本サービスを通じて知りえた当社の一切の情報(以下「秘密情報」という)を、本契約期間中又は本契約の終了後にかかわらず、善良なる管理者の注意を持ってこれらを取扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社が事前に書面による承諾をしない限り、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。

第15条 (本契約の終了)

- 利用者は、本サービスに関し、本広告の掲載が行われる前に、当社所定の方法に従い、本契約を終了させることができる。ただし、この場合利用者は当社に対して、以下のキャンセル料を支払うものとする。

(1) 本広告校了前	本対価の 50%
(2) 本広告校了後	本対価の 100%
- 当社は、第7条の定めにかかわらず、本契約期間中においても、利用者に対し文書又は電子メールにより通知することにより、当該通知の到達日をもって本契約を終了させることができる。
- 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止し、利用者情報を当社サーバーから削除することができる。この場合、利用者が、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むが、これらに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - 利用者が本条件等に違反した場合
 - 終了事由の如何を問わず、利用者が掲載サービスの利用を終了した場合
 - 利用者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - 利用者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これらに類する手続の申立てを自らした場合
 - 利用者が支払いを停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
 - 利用者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 前三号のほか、利用者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - 利用者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - 利用者が株主構成、役員等の変動により会社の実質的支配関係が悪化し、従前尾会社との同一性がなくなると当社が判断した場合
 - 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - その他利用者による本契約上の義務の履行が困難であると当社が判断した場合

第16条 (反社会的勢力の排除)

- 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準備員
 - 暴力団関係団体
 - 総会屋等
 - 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - 反社会的勢力共生者
 - 前各号に該当する者と社会的又は経済的関係がある者
 - その他前各号に準ずる者
- 利用者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - 暴力的要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求
 - 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を既存し、又は業務を妨害する行為
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行

為

- (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が、本条第1項各号のいずれかに該当し、又は本条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第1項の保証及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより利用者に損害が生じた場合でも、当社は一切の損害を賠償する責任を負わないものとする。

第17条（不可抗力）

当社は、天災、地震、戦争、騒乱、伝染病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、納入事業者若しくは下請事業者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行損とあての不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、利用者にいかなる責任も負わない。

第18条（本契約終了後の取扱い）

1. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本条件に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本条件が適用される。
2. 前項のほか、終了原因の如何を問わず、第11条（広告情報に関する制限及び責任）、第12条（免責事項）、第13条（賠償）、第14条（秘密情報の取扱い）、本条、第19条（権利義務の譲渡、承継）、第20条（届出及び通知）第2項及び第3項及び第23条（準拠法、管轄）の規定は、本契約終了後においても存続する。

第19条（権利義務の譲渡、承継）

利用者は、あらかじめ書面により当社の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

第20条（届出及び通知）

1. 利用者は、本申込書の記載事項に変更が生じる場合、事前に、当社に対し当社所定の手続に従い、その旨を書面により届け出る。
2. 本条件に基づき当社から利用者に対して行われる全ての通知は、利用者が当社に提出した本申込書に記載された利用者の本店所在地、FAX番号又は電子メールアドレスに宛てて、通知すべき内容を郵送、FAX送信又は電子メール
3. 送信のうち当社が任意に選択するいずれかの方法により発信するものとし、かつ、発信することをもって足りるものとする。
4. 当社から利用者に対する通知等が、第1項の届出義務の懈怠により延着又は不到達となったときは、通常到達すべき時に到着したものとみなす。また、利用者の第1項の届出義務の懈怠により、利用者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

第21条（本条件の変更）

当社は、利用者へ予告なく、本条件の全部もしくは一部を変更、追加もしくは廃止することができる。

第22条（協議）

本条件に定めなき事項又は本条件の各条項の解釈に疑義を生じた場合、利用者及び当社は、その都度誠意をもって協議し、円満に解決する。

第23条（準拠法、管轄）

本条件は、日本法に基づき解釈され、当事者は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の訴訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

制定日 2018年8月28日